

## 委託業務に関する仕様書

### 1 業務名

令和7年度女性起業家創出促進事業委託業務

### 2 目的

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、社会にインパクトを与える起業家を数多く創出する必要がある。

そのためには、性別によらずスタートアップしやすい環境の構築が必要であり、ビジネスの実現における女性特有の課題（知識・ネットワーク等）を解決し、ロールモデルとなる女性起業家を創出することが重要である。

そこで、事業成長や社会課題解決が見込まれるビジネスの創出を目指す女性に対し、ワークショップや相談会など、事業実現に向けて支援する女性起業家創出プログラム（以下、「プログラム」という。）を実施し、成長が見込まれる有望な女性起業家の創出促進を図る。

### 3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共同運営とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共同運営：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

### 4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは別添を参照することとし、受託者は、別添の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

## 5 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月31日

## 6 委託業務内容

### (1) プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。
- ・プログラムの名称やロゴ、ホームページを作成する場合は、事前に県と協議すること。
- ・プログラム参加者募集に向けた説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。

### (2) 起業機運醸成に向けたイベントの開催

- ・起業に興味・関心のある女性向けにイベントを開催すること。
- ・当該イベントは、起業に興味・関心のある女性が起業についての理解を深め、起業へのマインドセット醸成へつなげることを目的とする。
- ・イベントの内容は、起業に興味・関心のある女性がビジネスアイデア実現へのステップや起業の心構え、ビジネスの基本的な知識、ロールモデルとなるような県内外の女性起業家の講演など、参加者にとって有益なテーマとすること。なお、イベントの具体内容や開催場所については事前に県と協議すること。
- ・イベントにおいて、テーマに沿った県内外の著名な講師1名を招聘すること。なお、講師招聘に係る費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・多くの参加がなされるよう、メディアやSNS等を活用して幅広くイベントの周知を行うこと。
- ・イベントの形式についてはリアル開催すること。なお、オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。
- ・起業に興味・関心のある女性の掘り起こしにつながるよう、県内金融機関や商工団体、創業支援機関等へプログラム内容を十分周知し、連携を図ること。

### (3) 起業に関するワークショップ・相談会の開催

- ・起業に興味・関心のある女性向けにセミナーを3回以上開催すること。
- ・当該ワークショップは、起業に向けた具体的な行動を促し、参加者の視座を高め、視野を広げることを目的とする。
- ・ワークショップの内容は、ビジネスモデルの構築や検証方法、資金調達や事業拡大等に関するテーマを盛り込む等参加者にとって有益なテーマとすること。なお、ワークショップの具体内容・開催場所については事前に県と協議すること。
- ・各ワークショップにおいて、当該テーマに適した講師を1名招聘すること。なお、講師

招聘に係る費用は本事業の委託料から拠出すること。

- ・各ワークショップの実施前後に、ワークショップ参加者を対象とした相談会を開催すること。相談会では、事業実現への思いや支援ニーズ、現在の到達点などを確認し、必要に応じてビジネス実現に向けての助言等を実施するものとする。
- ・ワークショップへ多くの参加がなされるよう、メディアや SNS 等を活用して幅広く周知すること。なお、広報内容等について事前に県と協議すること。
- ・効果的に参加者を募るため、県内金融機関や商工団体、創業支援機関などへプログラム内容を十分周知し、連携を図ること。
- ・本イベント参加者が県や国が実施する他の事業（大分発ニュービジネス発掘・育成事業等）へ参加するよう積極的に促すこと。

#### （４）女性起業家ネットワークの構築に向けたイベントの開催

- ・女性起業家や起業に興味・関心のある女性らのネットワーク構築を目的とした交流会等イベントを開催すること。他イベントと共催も可とする。
- ・当該イベントは、女性起業家や起業に興味・関心のある女性らが、相互に交流を深め、女性起業家の活躍と成長、さらなる起業機運醸成につなげることを目的とする。
- ・イベントの具体内容・開催場所については事前に県と協議すること。
- ・多くの参加がなされるよう、メディアや SNS 等を活用して幅広く事業の周知を行うこと。
- ・イベントの形式についてはリアル開催すること。
- ・本イベント参加者が県や国が実施する他の事業（大分発ニュービジネス発掘・育成事業等）へ参加するよう積極的に促すこと。

#### （５）報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書 6 の（１）から（４）に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、女性起業家創出支援における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

### 7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県と共有すること。
- ・スタートアップエコシステム構築のため、プログラム参加者の情報（氏名や連絡先等）

を、本人の同意を得た上で、令和7年度大分スタートアップエコシステム構築事業の受託者と共有すること。

- ・感染症予防対応等のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙 1

令和 7 年度女性起業家創出促進事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和 7 年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和 7 年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

(1) 女性起業家創出促進事業

意欲的な女性起業家創出に向けたセミナー・ワークショップ等

(2) アトツギベンチャー創出支援事業

アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等

(3) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催等

(4) 成長志向起業家等育成支援事業

厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

(5) 大分スタートアップエコシステム構築事業

多様な経営者、支援者等が参加するビジネス交流イベント開催等

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>

